

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁予防課長

「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会」
の結果を踏まえた消防法令違反の是正の徹底について（通知）

当庁においては、令和 3 年 12 月 17 日に大阪市北区で発生したビル火災を受け、国土交通省とともに「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会」を開催し、今後取り組むべき防火・避難対策等について検討し、報告書を公表したところです。

本報告書においては、当該火災を受けて全国の消防本部で実施した緊急立入検査において、避難施設、防火戸及び消防用設備等の維持管理状況等に相当数の不備が確認されたことから、

- ・ 直通階段が一つの防火対象物については、火災の発生及び拡大するリスクを徹底的に減らす観点からも、消防法令違反が確実に是正されるよう重点的な立入検査を実施すべきであること
- ・ 直通階段が一つの防火対象物への立入検査で確認した消防法令違反については、これまで以上に命令や告発等の法的手段による厳格な措置を行い、早期の是正を徹底すべきであること

などについて提言されました。

つきましては、下記事項に留意のうえ、直通階段が一つの防火対象物における消防法令違反の是正を徹底するようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨を周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 重点的な立入検査の実施

- (1) 防火対象物点検報告が必要な直通階段が一つの防火対象物に対し、当該点検及び報告の徹底を指導するとともに、当該点検及び報告を実施していない防火対象物や当該点検の結果で消防法令違反が認められた防火対象物について、重点的に立入検査を実施する

こと。

- (2) 全国火災予防運動や歳末期等の機会を捉えて、直通階段が一つの防火対象物が集中する市街地等の防火対象物について、重点的に立入検査を実施すること。

なお、当該期間中は、市街地等に短期的に査察員を集中動員するなどの効率的な立入検査を計画すること。

2 違反是正の徹底

消防法令違反は、火災時の被害拡大要因となるおそれがあることから、火災時の人命危険が高い直通階段が一つの防火対象物については、以下の事項を実施し早期の違反是正を徹底すること。

- (1) 消防本部及び消防署が連携して確実な違反処理体制を構築し、消防法令違反の是正状況について進捗管理を徹底すること。
- (2) 消防法令違反の是正指導に対する管理権原者等の是正意思を確認するため、原則、文書による改修計画書の報告を徹底させること。

なお、改修計画書が報告されない場合、改修に要する期間が火災予防上の必要性と比較して妥当ではない場合又は報告された期間を経過しても改修が見込めない場合は、躊躇することなく警告、命令等の違反処理に移行すること。

3 違反処理の強化

直通階段が一つの防火対象物は、構造上、リスクを常に抱えており、そのリスクを平時から下げる対策を講じていく必要があることから、以下の事項に該当する場合は躊躇することなく警告、命令等の厳格な措置を実施すること。

(1) 防火管理及び避難施設関係

ア 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条第 1 項の義務がある直通階段が一つの防火対象物において、避難施設の維持管理をはじめとする防火管理上必要な業務を適切に遂行するためには、防火管理者を中心とした防火管理体制の確立が重要であることから、防火管理者が定められていないと認める場合には、同法第 8 条第 1 項に基づき、防火管理者を定めるよう指導すること。

なお、当該指導に従わない場合は、同法第 8 条第 3 項による防火管理者選任命令を行うこと。

イ 消防法第 8 条第 1 項の義務がある直通階段が一つの防火対象物において、廊下、階段、避難口等の避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されている場合や防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されている場合は、同法第 8 条第 1 項及び第 8 条の 2 の 4 に基づき避難施設の適正な維持管理を指導すること。

なお、当該指導に従わない場合は、同法第 8 条第 4 項に基づき防火管理業務適正執行命令を行うこと。

ウ 特に火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障となる物件については、消防法第 5 条の 3 第 1 項による物件の整理又は除去の

措置命令を迅速に行うこと。

(2) 消防用設備等関係

直通階段が一つの防火対象物において、消防法第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく消防用設備等が技術上の基準に従って設置されていない場合又は適切に維持管理されていない場合は、適切に設置し維持管理を行うよう指導すること。

なお、当該指導に従わない場合は、同法第 17 条の 4 第 1 項による消防用設備等の設置維持命令を行うこと。

4 関係機関との連携

建築構造、防火区画及び階段について、建築基準法令に適合していないおそれがある場合のほか、防火戸の未設置や機能不良については、「防火対象物への立入検査等に係る関係行政機関による情報共有・連携体制の構築について」（平成 27 年 12 月 24 日付け消防予第 480 号）に基づき、建築部局と連携し違反是正に努めること。

5 違反是正の推進に係る事業の積極的な活用

当庁が実施している以下の「違反是正の推進に係る事業」を積極的に活用し、確実な違反処理体制の構築及び違反処理の強化を図り違反是正を徹底すること。

- (1) 違反是正支援アドバイザー派遣事業
- (2) 違反是正の推進に係る実務研修事業
- (3) 違反是正推進に係る弁護士事業

6 その他

- (1) 今後、全国火災予防運動や歳末期等の機会を捉えた直通階段が一つの防火対象物に対する重点的な立入検査の実施状況を調査する予定であること。
- (2) 本報告書を受け、立入検査標準マニュアル及び違反処理標準マニュアルの改正を予定していること。
- (3) 本検討会に関する資料は、以下の URL から参照してください。

「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会」

第 1 回、第 2 回 https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-103.html

第 3 回、第 4 回 https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-109.html

「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会報告書」

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-109/02/houkokusyo.pdf

消防庁予防課 企画調整・制度・防災管理係
上村違反処理対策官、田澤係長、大野総務事務官
TEL:03-5253-7523
E-mail: fdma-yobouka119@soumu.go.jp